

福井県テニス協会旅費規定

目的

第 1 条 この規定は協会関係用務で旅行する者及び大会運営関係者に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、協会の円滑な運営に資するとともに、協会費の適正な支出をはかることを目的とする。

普通旅費の種類

第 2 条 1. 旅費の種類は、鉄道費、船賃、航空賃、日当、宿泊料とする。
2. 鉄道賃、船賃、航空賃は路程に応じ、旅客運賃等により支給する。
3. 鉄道等のない場合は、利用した交通機関の実費を支給する。

4. 日当は旅行中及び大会の日数に応じ、次に定める額を支給する。

協会関係用務及びドロ会議	1日当たり	2,000円
大会運営関係	ディレクター	5,000円
	レフェリー	5,000円
	アシスタントレフェリー	3,000円
	公認審判員	3,000円
	運営委員	3,000円※一般大会
	上記以外の役員	2,000円※ジュニア関係のみ

大会運営等の用務にて自宅から用務地までの交通費はJRを基準に算出し、往復運賃が1,000円を超える場合は1,000円単位で日当として加算する。

総会、各委員会等の県内会議において自宅から用務地までの交通費はJRを基準に算出するが、片道50km以上の場合や適当な公共交通機関が無い場合は、距離数に応じて、実際の交通手段に応じた形で支給する。※総務・庶務委員会で検討し、平成27年6月より実施する。

5. 宿泊料は旅行中の夜数に応じ、1夜当たり実費を支給するが、10,000円を限度とする。

旅費の計算

第 3 条 旅費はもっとも経済的な通常の通路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務の必要または天災その他ややむを得ない理由によりもっとも経済的な通常の通路及び方法によって旅行しがたい場合は、その現に取った通路及び方法によって計算する。

旅費等の請求手続き

第 4 条 旅費の支給を受けようとする者は、事前に口頭またはその他の方法で当該部・委員長に請求しなければならない。

鉄道費

第 5 条 1. 鉄道賃の階級を2階級に区分する線路による旅費の場合には、下位の階級の運賃とする。
2. 県外旅行については、第3条を基準として普通・特別急行料金、新幹線特別急行料金、日当、宿泊料を支給する。ただし、移動日のみの日当は1/2とする。

船賃、航空賃

第 6 条 船賃、航空賃は第3条、第5条を基準として支給する。

旅費の調整

第 7 条 1. この規定の適用する用務でも他の機関から支給が有れば本規定は適用しない。
2. 要項等により本規定以下の金額の場合には、要項などによる金額を支給する。

第 8 条 旅行者がこの規定による旅費により旅行しがたい場合は、当該部・委員長の定める旅費を支給することができる。

第 9 条 この規定により支給する旅費は、予算の範囲内とする。

第10条 この規定を適用することが著しく実状にそぐわないこととなる場合には、その都度常任理事会にはかつて改正する。

附 則 この規定は、平成27年6月 1日から施行する。

改訂 平成25年3月 2日

改訂 平成27年5月17日